

日本航空株式会社第 11 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）社債要項

本要項は、日本航空株式会社（以下「当社」という。）が 2021 年 5 月 13 日に開催した取締役会の決議に基づき発行する日本航空株式会社第 11 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）（以下「本社債」という。）にこれを適用する。

1. 社債総額 金 100 億円
2. 各社債の金額 1 億円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 66 条第 2 号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第 67 条第 2 項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。
4. 利率 年 0.700 パーセント
5. 払込金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円
6. 償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円
7. 払込期日 2022 年 3 月 1 日
8. 償還の方法及び期限
 - (1) 本社債の元金は、2027 年 3 月 1 日にその総額を償還する。
 - (2) 本社債を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または第 19 項記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2022 年 9 月 1 日を第 1 回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月及び 9 月の各 1 日にその日までの前半か年分を支払う。
 - (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。
 - (4) 償還期日後は利息をつけない。
10. 担保及び保証の有無
本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
11. 財務上の特約
 - (1) 担保提供制限
 - ① 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本項第(2)号で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
 - ② 当社が、本号①により本社債に担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告する。
 - (2) その他の条項
本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
12. 社債管理者の不設置
本社債には会社法第 702 条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債にかかる債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。
13. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人
株式会社三菱UFJ銀行
14. 期限の利益喪失に関する特約
当社は、次の各場合に該当したときには、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、遅滞なく第

15 項に定める方法により本社債の社債権者にその旨を公告する。

- (1) 当社が第 8 項または第 9 項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第 11 項第(1)号①の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

15. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。

16. 社債要項の変更

- (1) 本要項に定められた事項（ただし、第 13 項を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本要項と一体をなすものとする。

17. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の 3 週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を第 15 項に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第 86 条に定める書面を当社に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

18. 社債要項の公示

当社は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

19. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

20. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び第 19 項記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

以 上